

フランス絶対王政期の地方長官補佐について
—アンジエ管区を中心に—（二）

林
田
伸
一

はじめに

フランスの王権は、十六世紀の三十年代までには大諸侯領を王領に組み入れ、国王の主権的支配を王国全体に拡げていた。しかし、これは形の上でのことであって、独自の歴史と文化を背景に大きな自立性をもつ諸地方を官僚機構によって実質的に王権の下に統合して行く努力を、その後フランスの絶対王政は行わなければならなかつた。

この中央集権化の過程は、二つの段階を経て遂行されたと考えられているが、それはこれを担う官僚の性質に関わっているので、まずフランス絶対王政期の官僚の諸類型に簡単に触れておこう。これについて
は、通常は官職保有官僚 *officiers* と特任（委任）官僚 *commissaires* の二つの類型が挙げられる。⁽¹⁾ 官職保
有官僚は売買される官職 *office* を購入し、官職購入者の身分規定を含む官職叙任状 *lettre de provision* を
交付され職に就くもので、絶対王政期の官僚の圧倒的多数を占める。これに対して特任官僚は、国王によ
る特定の職務の委任 *commission* を定めた特任状 *lettre de commission* により任命される。官職保有官僚
は、官職を家産とみなしており、職務違反の場合を除いて罷免されるゝではなく、ほとんどが在地の有力
者であったから、中央政府からの独立性が高かつた。これに対し、特任官僚は国王による自由な任命・罷
免が可能で、非在地性を特色とする。特任官僚の中でもっとも重要なものが地方長官 *intendants* である。
これに加えて、第三の類型として、中央では財務総監や國務卿の下で、地方では地方長官の下で、部局を
形成し実務を行う *commis, secrétaires* などと呼ばれる事務官僚、また、土木局 *ponts et chaussées* の技

師やマニュファクチュア監察官などの技術官僚が挙げられ、近代官僚の先駆と性格づけられることがある。(2) ただし、第三の類型は、十八世紀のとくに後半からしだいにその数が増加するので、絶対王政期全体を⁽³⁾通じてはやはり前二者が重要である。

先に述べた中央集権化の一一つの段階とは、次のようなものである。まず第一段階では、在地の富裕なブルジョワ層を官職保有者として大量に取り込みつつ、王権の地方行政機構が整備される。しかし、絶対王政が本格的に展開しはじめるリシュリュー期以降、地方的諸特權の擁護者としての一面をもつ官職保有官僚との利害の不一致が目立つようになると、王権は、国王直轄で多くはパリ出身のエリート行政官僚たる地方長官の制度を徐々に地方行政の軸にして行くことになる。

しかし、各地に派遣された地方長官は、まだコミュニケーション網が未発達な中でかなり広い地域を任地として担当せねばならず(一七八九年の時点で、フランス全国が三十三の地方長官管区に分けられていていた)、しかも委ねられた権限は地方長官の正式の名称 intendants de justice, police et finances が示すところより、司法・治安維持行政・財政に及ぶ広範なものであつたから、地方長官はそれぞれの任地で、その手口足となつて活動する者たちを持つことが不可欠であった。こうした者たちには二種類あり、ひとつは、地方長官のお膝元において形成された地方長官府の部局を形成する直属の部下たちであり、もうひとつは、地方長官が国王から委任された権限を地方長官から再委任されて活動する地方長官補佐 subdélégués des intendants である。地方長官補佐は当初は、地方長官がそうであつたように、定められた管轄区をもたず、特定の用件について権限を委ねられ活動していたが、やがて地方長官区内でそれぞれの管轄区をもつよう、

になつた。地方長官は、その管轄区内を巡回することはあつたが、ほとんどの時間は地方長官府の置かれた都市に駐在していたから、王権の地方行政の前線にあつて住民と直接関係を持つていたのは、この地方長官補佐たちであつた。それゆえ、フランス絶対王政の地方行政の研究のためには、地方長官レヴェルから一段下りた地方長官補佐レヴェルでの活動について見ることが重要なことは容易に推測されよう。本稿が対象とするのは、この地方長官補佐である。

ここで、地方長官補佐の研究史について述べておこう。地方長官補佐の研究は地方長官の研究と比較すると著しく少ない。地方長官補佐については、まず制度史研究とくに古典的な地方長官研究の中で、地方長官制度の制度的な発展という枠組みの中で言及された。そこでは地方長官補佐は、「近代的な性格をもつ」⁽⁴⁾ 地方長官を補助するものとして大きな役割を果たしたと評価される。ブルターニュの地方長官を扱ったフレヴィルの著作は古典的な地方長官研究の代表的なもので、地方長官補佐への言及も他の研究と比べれば多いが、フレヴィルはこう述べる。「(地方長官補佐による権限の行使に反対する)これらすべての抗議と抵抗にもかかわらず、地方長官補佐たちはしだいにその権威を押しつけていった。(中略)すべての地方長官補佐が模範的な誠実さと公正さを備えていたわけではないが、地方長官フェドード・ブルーは、かれらを官僚機構の構成員にすることに成功したのである」⁽⁵⁾。制度史研究の中でも、地方長官補佐が在地の有力者とりわけ官職保有者層から採用され、中央集権化を進める王権の理念と矛盾する面があることは早くから指摘されていた。だが、それは、地方長官制度の克服すべき欠点として捉えられる傾向が強く、近代国家とは異なる絶対王政に特有の権力秩序を問うまでは至らなかつた。しかし、絶対王政像の、ひいては地

方長官像の見直しが始まる、在地の有力者から採られる地方長官補佐の存在そのものが、古典的な地方長官像の修正を求める論拠とも見られるようになる。ブルターニュにおける地方長官補佐官職の売買の問題を考察した、わが国でよく知られている吉田弘夫の研究もそうした潮流の中から現れたものであった。⁽⁷⁾

これらの研究の主眼はあくまで地方長官制度にあったが、他方、地方長官補佐それ自体を対象にした研究としてはリコマールのそれが早くからあった。リコマールは主として地方長官補佐が売官職とされたいた時期（一七〇四～一七一五年）を対象として、その法的・制度的側面を詳細に検討していた。⁽⁸⁾

ところで、以上の諸研究においては、地方長官補佐が実際にどのような仕事をし、どのような機能を果たしていたのかについての関心が希薄であった。これは、地方長官補佐が一義的な対象でしかなかつたり、視角や時期の制約に由来するものであろう。この問題を扱った論文、またこれを考察する上で有用な研究が現れ始めたのは、ようやく近年になつてのことである。地方住民の擁護者としてその困窮を地方長官に伝えた点を強調したトリピエ⁽⁹⁾、食糧危機の時期における穀物流通に対する地方長官補佐の対応を扱ったスリジエ⁽¹⁰⁾、地方長官補佐の管区地図およびそこから浮かび上がつてくる地方長官補佐の活動の特徴を論じたジャン・ル・ピエール・グーベールとアルベロ⁽¹¹⁾、フランス・シユ・コンテの地方長官研究の中でではあるが地方長官補佐についても興味深い活動の事例を示したプロソー⁽¹²⁾らの研究がそれである。また、プロヴァンスの地方長官研究で知られるエマニュエリが『絶対王政の神話』の中で行つている地方長官補佐についての言及は、短いが、その活動の実態を考察する上で多くの示唆を含んでおり、同様にグルヴェもフランス北部の事例を示しつつ、地方長官補佐研究のポイントを指摘している。⁽¹³⁾さらに、地方長官補佐それ自体を扱つたもの

ではないが、市長選といふ地方政治の中では地方長官補佐がどう動いたかといふ事例を示してゐる吉田弘夫の論稿も興味深い。⁽¹⁵⁾

これらの新たな成果をも参照しつゝ、本稿では、トゥール地方長官管区内のアンジュー管区における事例を中心に、地方長官補佐の活動の実態を明らかにし、それを踏まえて絶対王政の統治構造における地方長官補佐の機能を考えた。⁽¹⁶⁾

註

(一) 千葉治男「トゥール地方の官僚機構」岩波講座『世界歴史』十五、一九六九年、所収。François Olivier-Martin, *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, Paris, Domat Montchrestien, 1948, pp. 458-68 (轉述記) トゥール法制史概説、創文社、一九八六年、六八五-一九八頁)。

(二) Roland Mousnier, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, 2 vol., PUF, 1974-80, t. 2, pp. 34-35; Bernard Barbiche, *Les institutions de la monarchie française à l'époque moderne*, PUF, 1989, pp. 77-87.

(三) subdélégués あるべくアリサニイシテ認明シト乃ハ。délégués とは「上位者からの権限を委任された者」の意であり、subdélégués とは、NG délégués から受け取った権限を委任された（再委任された）下位者の意である。なほ、再委任 subdélégation あるべく法的行為は地方長官だけが行つたものではなく、他の特任官もいれを行つてゐる。したがひて subdélégués とは、地方長官を補佐する者たちに限られた呼称ではないが、しだいに地方長官の subdélégués が他の subdélégués と比較にならなくなつてよく知られた存在になつたので、十八世紀には、subdélégués と並べて、あるいは断りのない限り subdélégués des intendants を指す事へとなつた。subdélégation の概念は、以降の語文がある。Michel Antoine, *La notion de subdélégation dans la*

- (4) カルメラ・Charles Godard, *Les pouvoirs des intendants sous Louis XIV, particulièrement dans les pays d'élection de 1661 à 1715*, Paris, 1901, p. 439。

(5) Henri Fréville, *L'intendance de Bretagne (1689-1790) : essai sur l'histoire d'une intendance en pays d'étais au XVIIIe siècle*, 3 vol., Rennes, Plihon, 1953, t. 1, pp. 181-82.

(6) Georges Pages, *La monarchie administrative en France sous Louis XIV et Louis XV*, Les Cours de Sorbonne, Centre de Documentation Universitaire, Paris, 1932, p. 165.

(7) 増田辰長「トハタハタハ羅ノミサニヨリ方略補佐官職の概観」(1931) (14)

(8) 桑山義藏「北洋道教領大」(第 1 編四) 111—112 | 1921 — 1922 | 1923

(1) 桑山義藏の題題を取ったものとして、Julien Ricommard, L'érection en titre d'office des subdélégués des intendants (1704). L'installation des titulaires dans leurs offices et les conséquences de leur création, *Revue historique de droit français et étranger*, 1942, pp. 67-111 ; Id., L'érection en titre d'office des subdélégués des intendants, L'application dans l'ensemble du royaume de l'édit d'avril 1704, *Revue historique de droit français et étranger*, 1943, pp. 155-208 ; Id., L'édit d'avril 1704 et l'érection en titre d'office des subdélégués des intendants, *Revue historique*, t. CXXV, 1945, pp. 24-35 et 123-39 ; Id., La suppression et la liquidation des offices des subdélégués des intendants, *Revue historique de droit français et étranger*, 1948, pp. 36-95 ; Id., Les subdélégués des intendants en titre d'office et leurs greffes dans le département de Metz (1704-14), *Revue historique de droit français et étranger*, 1953, pp. 521-58 ; Id., Les subdélégués en titre d'office dans la " province et frontière " de Champagne (1704-15), *Mémoires Soc. Agric. Comm. Sciences et Arts de la Marne*, sér. 2, t. XXVIII (1953-54), pp. 377-87 ; t. XXIX

- (1955), pp. 69-83 ; t. XXXI (1959), pp. 41-57 ; Id., Les subdélégués en titre d'office dans les Flandres et le Hainaut, *Revue du Nord*, t. XLII (1960), pp. 27-62 ; Id., Les subdélégués en titre d'office et leurs greffiers dans l'intendance de Bretagne, *Annales de Bretagne*, t. LXVII (1960), pp. 255-308 ; t. LXVIII (1961), pp. 437-71 ; Id., Du recrutement et du nombre des subdélégués en titre d'office dans l'intendance de Bretagne (1704-1715), *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 1961, pp. 122-52 ; Id., Les subdélégués en titre d'office en Provence (1704-1715). Les rapports du subdélégué de Marseille avec les maire et échevins de la ville, *Revue historique de droit français et étranger*, 1965, pp. 409-57.
- (2) Yves Tripier, *Le rôle des subdélégués de l'intendance de Bretagne au XVIIIe siècle*, Paris, 1963, pp. 1-7 ; Id., Les subdélégués des intendants aux XVIIe et XVIIIe siècles, *L'information historique*, 1962, pp. 139-48 et 190-95 ; 1963, pp. 1-7.
- (3) Yves Tripier, Un agent du pouvoir central soucieux du sort de ses administrés, le subdélégué de l'intendance à Brest (1690-1790), *Annales de Bretagne et des pays de l'Ouest*, t. LXXXV, no 4, 1978.
- (4) Patrick Cerisier, Les subdélégués de l'intendant Tabouret et le commerce des grains en Hainaut à l'époque de Terray (1769-1774), *Revue du Nord*, n. 309, Janvier-Mars LXXVII, 1995, pp. 29-58.
- (5) Guy Arbellot et Jean-Pierre Goubert, De la cartographie historique à l'histoire de l'espace administratif, les subdélégations françaises à la fin du XVIIIe siècle, *Histoire comparée de l'administration*, Munich, 1980, pp. 405-21 ; Arbellot, Goubert et al., *Carte des généralités, subdélégations et élections en France à la veille de la Révolution de 1789*, Paris, Editions du Centre National de la Recherche Scientifique, 1986.
- (6) Colette Brossault, *Les intendants de Franche-Comté, 1674-1790*, Paris, Boutique de l'Histoire, 1999, pp. 60-108, pp. 215-56.

- (13) François Xavier Emmanuel, *Un mythe de l'absolutisme bourbonien : l'intendance du milieu du XVIIIe siècle à la fin du XVIIIe siècle*, Publication de l'Université de Provence, 1981, pp. 50-54.

(14) René Grevet, *Etre subdélégué d'intendant dans les provinces septentrionales à la fin du 18e siècle*, *Bulletin de la Société d'histoire moderne et contemporaine*, 1998, nos 3-4, pp. 14-24.

(15) 加田弘夫「一七六九—一七八〇年ににおけるガッカヘ吉良義持による『忠告』(北海道教育大)」[忠告]、一九八一年。

(16) テハジヒの地方長官補佐に関する史料は、Archives départementales d'Indre-et-Loire, série C (云々)、[ADIL, C...] と記載。Archives départementales de Maine-et-Loire, série C (云々)、[ADMI, C...] と記載の「○○○○県文書館」と「○○○市文書館」Archives de la ville d'Angers (云々)、[AMI] と記載)に所蔵されており、そのうちの大半が、地方長官補佐と地方長官の間にやぶさかれた書簡である。ただし、残念ながら、メウールの地方長官関係文書は、十八世紀以前のものだけしか残っていないが、その中に「トマ・ヒル・ヒ・ロワール県文書館の十九世紀のアル・ガバーナーの文章を参照」とある。Ch. Loizeau de Grandmaison, *Notice historique sur les Archives départementales d'Indre-et-Loire*, dans 「」(未刊)の制約を与へておらず。

主たる研究文献として、絶対王政期のテハジヒによるトマ・ヒルの選位論文 Jacques Maillard, *Le pouvoir municipal d'Angers*, 2 vol., Presses de l'Université d'Angers, 1984がある。地方長官補佐に関する論及が述べ(t. 1, pp. 54-57)された後、Le subdélégué de l'intendant est-il l'ancêtre des préfets ? dans *Les préfets de Maine-et-Loire*, sous la direction de Jean-Luc Marais, Presses Universitaires Rennes, 2001, pp. 201-10。一方で、地方長官補佐を十九世紀以降の知事との比較を念頭において論じておらず。前者では、テハジヒの地方長官補佐の特定から重要だが実際に行なうとなるとやがてからで時間を要する調査がすでに行なれており、後者では、アンジューの地方長官補佐が扱ったいくつかの問題についての言及があり、この二つの

の研究は、われわれの地方長官補佐研究の出発点となつた。

なお、アンジューの地方長官補佐を任命するのは、トゥール地方長官管区の地方長官であり、これに關しては、François Dumas, *La généralité de Tours au XVIII^e siècle. Administration de l'intendant Du Cluzel (1766-1783)*, Tours, Péricat, 1894がある。このドゥマの学位論文は、ル・モークリュゼルの果たした業績を過大評価しているたり、地方長官が駐在したトゥール以外の地域については調査がわずかしか行われていないことによる難点はあるものの、まずは参考すべき重要な仕事といふのである。

第一章 アンジューの地方長官補佐

第一節 トゥール地方長官府とアンジュー地方長官補佐管区

アンジューの地方長官補佐について述べる前に、まず、トゥールの地方長官府と、この地方長官管区の中でのアンジュー地方長官補佐管区の位置づけについて見ておこう。アンジューで地方長官補佐が史料の上で初めて登場するのは一六六四年のことになるが、それ以降にこの管区に赴任してきた歴代の地方長官は、表1のとおりである。

地方長官の手足となつて働く地方長官部局の規模は小ぶなものでしかない。一七六一年には首席秘書官 secrétaire en chef 1名、それぞれの担当分野を持つてゐる11名の秘書官 secrétaire、11名の主任事務官

90 (11) フランス絶対王政期の地方長官補佐について

表1 トゥール管区の地方長官

1664. 1～1666. 4	Colbert (Charles, marquis de Croyssy et de Torcy)
1666. 5～1671. 9	Voisin (Jean-Baptiste, seigneur de La Noiraye)
1672. 1～1674. 2	Ribeyre (Antoine de, seigneur d'Homme)
1674. 2～1680. 9	Tubeuf (Charles, baron de Blanzat)
1680.10～1689. 2	Béchamell (Louis, marquis de Nointel)
1689. 2～1701. 8	Hue (Thomas, marquis de Miromesnil)
1701. 8～1709. 8	Turgot (Jacques-Etienne, seigneur de Soumont)
1709. 8～1717.11	Chauvelin (Bernard, seigneur de Beauséjour)
1717.11～1721. 2	Legendre (Gaspard-François, seigneur de Lormoy)
1721. 2～1722. 3	Voyer de Paulmy (Marc Pierre de, comte d'Argenson)
1722. 3～1725. 8	Herault (René, seigneur de Fontaine-Labbé)
1725. 9～1726. 8	Ravot (Jean Baptiste-Nicolas, seigneur d'Ombreval)
1726. 8～1731. 3	Pomereu (Michel-Gervais-Robert de, marquis des Riceys)
1731. 3～1743. 5	Leclerc de Lesseville (Charles-Nicolas, seigneur de Saint-Leu)
1743. 5～1745.10	Pineau (Jacques, baron de Luce)
1745.10～1756. 6	Savalette (Charles-Pierre de, seigneur de Magnanville)
1756. 6～1766.10	Lescalopier (Gaspard-César-Charles, seigneur de Liencourt)
1766.10～1783. 8	Du Cluzel (François-Pierre, marquis de Montpipeau)
1783. 9～1789.12	Daine (Marius-Jean-Baptiste-Nicolas, seigneur de Grandval)

典拠： François Lebrun, *Les intendants de Tours et d'Orléans aux 17e et 18e siècles*, *Annales de Bretagne*, 1971, pp. 287-305.

principaux commis、そして、書類作成にあたるその他数人によつて構成されおり、一七八九年の時点では、首席秘書官のジャンティ (Denis-Nicolas Genty) の下に五名の秘書官 secrétaires en chefs、五名の事務官 commis aux expédiens が働いていた。⁽¹⁾

これら地方長官部局の構成員の特徴として、その在職期間の長さが指摘である。首席秘書官のジャンティは、一七四〇年にパリの地方長官府で働き始め、その後、地方長官としてトゥールに赴任したサヴァレットに引き抜かれて、サヴァレットに同行して一七四五五年に首席秘書官としてトゥールに来る。その後、約四十五年にわたりサヴァレットを含めて四人の地方長官に仕えた。⁽²⁾また、事務官のパキエは一七四八年に、同じく事務官のベナルドーは一七五四年にトゥール地方長官府で働き始め、革命で地方長官府が消滅するまでその職にあつた。⁽³⁾在職期間が長いため、高齢者も多い。首席秘書官のジャンティは一七八九年の時点で七一歳であり、パキエは六八歳、ベナルドーは六〇歳になつていた。⁽⁴⁾

また、もうひとつの特徴として、かれらがしばしば地方長官との個人的なつながりを持つていたことが挙げられる。ジャンティとサヴァレットについてはすでに見たが、その他にも一七八九年の時点での主任書記を務めていたナドーの事例がある。ナドーは、一七六八年からリモージュの地方長官府で雇われていたが、リモージュの地方長官をしていたデーヌが一七八三年にトゥールに転任して来ると、デーヌに呼ばれて翌八四年からトゥール地方長官府で働き始めている。⁽⁵⁾

地方長官はパリでの生活が長く、赴任先の土地にとつては外来者であることはよく知られているが、この「」とはトゥールにやつて来た地方長官たちにも当てはまる。表1に掲載されている地方長官はすべて中

央で政策の立案などをを行うエリート行政官僚の訴願審査官の経験者である⁽⁸⁾。このため、現地の事情に詳しい地方長官部局や地方長官補佐が重要なのだが、その中でも首席秘書官を長年つとめたジャンティイの役割は大きかつたように見える。そのことを示すアンジエの地方長官補佐管区での事例を挙げてみよう。

一七八三年、ラシヤ商人団体の元役員のメズレーなる人物が地方長官に陳情を行つた。その中で、かれは商人団体の元役員一人が公金横領を行い、会計簿を改竄したこと、それについて自分が訴訟を起こしたことを述べているのだが、この訴訟のさいの地方長官補佐事務所の行動についても次のように非難した。訴訟の陳述は地方長官補佐事務所において行われたのであるが、後日「地方長官補佐事務所の書記の事務員 *le commis du greffier* が陳情者の妻のもとにやつて来て、調書の作成費用のうち、陳情者の側の負担金として六リーヴルを請求いたしました。陳情者はそのとき商用でアンジエを離れていたために、妻は夫の同意なくしては支払えないと申しましたところ、この事務員は、もし妻が支払いを拒めば陳述書は地方長官殿のもとに送られないだろうと述べたのであります」⁽⁹⁾。

地方長官ドユーリクリュゼルは、官職保有官僚によつて運営される通常国王裁判所とは異なり、地方長官の下で行われる訴訟については無料で行われるべきだと考えていた。そこで、この陳情書を受け取つたときパリにいたドユーリクリュゼルは、首席秘書官ジャンティイにこう書き送つた。申し立てが事実とすれば地方長官補佐事務所の態度を非難されるべきであり、アンジエの地方長官補佐マルソーレにジャンティイ自らが手紙を書き説明を求めるように、⁽¹⁰⁾と。

これに対し、ジャンティイは次のように地方長官補佐事務所の実情を説明し、かれらを擁護した。「地方長

官補佐事務所で取り扱う訴訟事件においては、地方長官補佐のみが無料で仕事を行い、手数料をいつさい徴収しません。しかしながら、調書の作成は書記たちの仕事であり、この手数料は訴訟当事者たちから支払われます。そして、この額はわずかなものなので、だれも不満をもつことはありません。……たしかに地方長官府における調書の作成は無料です。しかし、それは、そうした仕事のために国王から相応の手当が与えられているからです。……しかし、地方長官補佐事務所の書記たちの場合は事情が異なります。かれらは、調書の作成やその他の臨時収入以外には給与を与えていないのです。……人は働かなければなりません。そして、その労働は人に生きる糧を与えなければなりません。これは、地位の高い者も低い者も変わりないのでです。……さらにまた、書記たちの仕事のうち三分の一以上は無報酬であることも考えてやらなければなりません。兵士の通過、傷病兵の点検、軍人の俸給・半俸給、地方長官府に毎月送る報告や明細書、手紙の筆写、書類の清書等々に関わる仕事がそれに当たります⁽¹¹⁾。

これを読んだドュ・クリュゼルは、メズレーを「決して満足することを知らない訴訟好きの田舎者Paysans」⁽¹²⁾であると判断を一転させたのである。この事件が起った一七八三年は、ドュ・クリュゼルがトゥールに赴任してきてすでに十七年目のことであり、この一件は、地方長官が任地の実情や自らの行政の末端について十分に理解していないことを窺わせ、また、そうした中でのジャンティの役割の大きさを示していると言えよう。

また、次のような事例もある。最後の地方長官デースは、フランス革命が勃発すると地方長官府の部下たちにも知らずに職務を放擲してパリに戻り、ついでイギリスに渡ってしまい、その後の仕事は、新た

に形成された諸自治体と協力しての八九年冬の労働者の失業対策など重要なものも含めすべて、老いた首席秘書官ジャンティと各地の地方長官補佐たちが行っている。デーヌがトゥールを離れたことをジャンティら地方長官府の者たちが知ったのは、一七八九年九月三十日のことで、その後、十月十七日付けの手紙で、ジャンティはデーヌ宛て次のように書いている。「あなた宛の手紙をどうやって、そしてどこへ届けたらよいのか、今日までずっと私は知りませんでした。いろいろと調べたのですが、誰も教えてくれませんでした。……実際に驚いたことに、ようやく昨日になって、あなたの書類をパリに送るべきこと、そこから現在あなたが居住している場所へ転送されることを知りました」。⁽¹³⁾

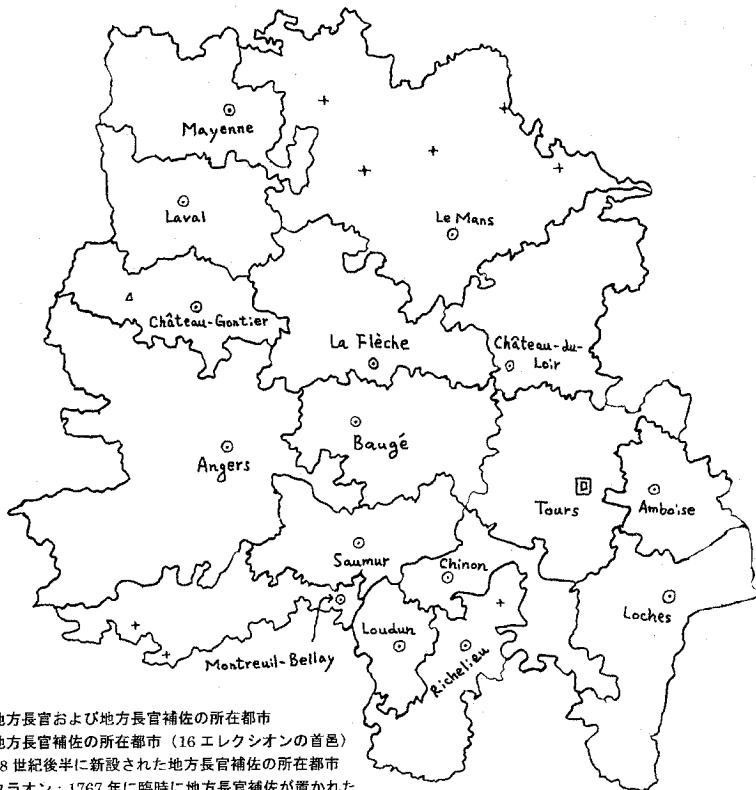
このトゥールの地方長官管轄区は、十六の地方長官補佐管轄区に分けられていた。地方長官補佐は当初は特定の任務の遂行のために任命され、固有の管轄区をもたなかつたが、やがて管轄区をもつようになつたものである。ただし、どの時点から管轄区をもつようになったかは明らかでない。一七〇四年に売官職とされたときに地方長官補佐は全国的に管轄区を持つようになったという説を批判して、リコマールは、それ以前から管轄区の概念が存在したこと、しかし、一七〇四年に売官化を定めた王令が管轄区に触れていることで、制度化されたとする。⁽¹⁴⁾

これについては地方ごとに差異があると考えられるが、トゥール地方長官区の場合はどうであろうか。地方長官デュ・クリュゼルを対象としたデュマの学位論文もこの点には言及しておらず、いつから地方長官補佐たちが管轄区をもつようになつたかを直接的に示す史料は、この管区にはおそらく存在しないと思われる。ただ、われわれは、一七〇四年にマイエンヌの地方長官補佐職を八千リーヴルで購入したロベール・

トリピエなる人物の官職叙任状を地方財務局の登録簿に見出す「」ができた、セリジは、この地方長官補佐が管轄区を持つている」と示す。『*subdélégué dans la ville et élection de Mayenne*』という記述がある(15)。したがって、売官職になつたこの時点までには、マイエンヌだけでなくアンジエなどトゥール地方長官区の他の地域でも、地方長官補佐たちがそれぞれの管轄区をもつていたと考えられよう。また、後述するように、アンジエでは遅くとも一六九七年から、一時的ではなく恒常的な形で職務を行う地方長官補佐が現れており、この地方長官補佐が管轄区をもつていた可能性は高いと考えられよう。

地方長官補佐の管轄区は、あらたに区画割がなされて設けられたものではなく、既存の行政区画などが利用された。トゥール地方長官管区は、当初十六の地方長官補佐管区に分けられたが、これは十六のエレクションに重ねてつくられたものであつた。ただし、十八世紀の半ばに、比較的面積の大きかつた管区が分割され、エレクションの首邑以外にも地方長官補佐が置かれることになり、地方長官補佐の数が十六から二十四に増えた。その正確な時期は知られていないが、一七六四年から六六年のうちに書かれたと推測できる文書が、「数年前から地方長官補佐管区の数が従来の十六から二十四に増えている」と述べている(16)。これらの地方長官補佐とは別に、固有の管轄区をもたず地方長官管区全体について地方長官を補佐する地方長官総補佐 *subdélégué général* の存在もほんどの地方長官管区で認められる。この総補佐職は、地方長官府の首席秘書官が兼ねる場合も少なくなかつたが、トゥールでも、一七八三年、ドュニクリュゼルが死亡したときに、ジャンティエが地方長官職の代行のために総補佐の特任状を与えられ、やむに一七八八年十一月にも、地方長官デースの要請により総補佐の特任状を与えられている(17)。

84 (17) フランス絶対王政期の地方長官補佐について



トゥール地方長官区内の地方長官補佐管区

以上の地方長官補佐の他に、トゥール地方長官管区では、次のような形で臨時の地方長官補佐が置かれている。十八世紀半ばにラヴァアル、ナント間の道路工事が行われていたが、この工事が行われる区域は、シャトー・ゴンティエ、アンジエ、ラヴァアルの三つの地方長官補佐管区にまたがり、いずれの地方長官補佐が居住する都市からも遠方にあるため、土木局からの要請により工事区域に近いクラオンの町に地方長官補佐が置かれ、一七六七年十月クラオン塩税局の判事を地方長官補佐に任命している」とが、かれが地方長官に宛てた書簡から分かる。⁽¹⁸⁾

次に、われわれが対象とするアンジエ地方長官補佐管区について見ておこう。この管区は次のような特徴をもつていた。第一に、アンジエというトゥール地方長官管区の中ではトゥールとならぶ人口規模の大さな都市が含まれていたことだ、このことは、食糧危機や軍隊の駐留のさいに問題が発生しやすい都市民衆層を抱えていることを意味していた。さらに、アンジエには、さまざまな権力が存在ないし介在していた。まず、さまざまな職業団体、それら職業団体ばかりでなく国王役人の団体そもそもがそれぞれその選出にあたっては代表を送る都市政府、そして「毎日のように争いが見られる」⁽¹⁹⁾と地方長官補佐が述べるほど不仲の上座裁判所とプレヴォー裁判所があった。また、代々ロレーヌ家で占められる地方総督は、ロレーヌ家の血脉下にあるオティシャン家によってこれも代々占められるアンジエ守備総督 Lieutenant de roi pour la ville et château を通じてアンジエ都市役人の選挙に対する干渉など十八世紀においても大きな影響力を行使していた。⁽²⁰⁾ さらに、アンジエは司教座所在都市でもあった。地方長官補佐は、こうした諸権力の錯綜の中で活動するのである。

しかもトゥールの場合には、地方長官の膝元であるからその監視の目が行き届きやすいのに対し、アンジエはトゥールから西に遠く離たつていた。一七二一年に地方長官として赴任してきたヴァオワエ＝ド＝ボミーは、この年アンジエとル＝マンを訪れた後、財務総監にこう書き送っている。「この二つの都市では、地方長官を丁重にそして外見的には好意をもって迎えました。しかし、内心では地方長官が発つてくれて大喜びしています。実際、この二つの都市がトゥールから離れていることは、両都市で自らが指導者だと自認している者たちが一定の権威を獲得していることに役立つていて、と私は見ています」⁽²¹⁾。

さらに、アンジエ管区は、十六の地方長官補佐管区の中でル＝マン管区と並んで面積が広く、人口も多かつた。アンジエのエレクシオンは、十八世紀半ばで教区数三二六、戸数四万六六五〇、人口約二〇万と記載されている⁽²²⁾。エマニュエリが地方長官補佐一人当たりの人口をいくつかの地方長官管区について試算しているが、それによると地方長官補佐管区当たりの平均人口は、ボルドー地方長官管区内で五万七〇〇、パリ地方長官管区六万、トゥール地方長官管区六万、レンヌ地方長官管区三万六〇〇〇、ポワティエ地方長官管区三万六〇〇〇、エツクス地方長官管区一万二〇〇〇で、このアンジエ管区の約二〇万という数は、平均よりもかなり大きな数字となる⁽²³⁾。そして、ル＝マン管区が十八世紀半ばにこのエレクシオンの首邑ル＝マンに加えて五つの町に地方長官補佐を新たに設けたのに対し、アンジエ管区ではそうした補助的な地方長官補佐が置かれるということもなかつた。したがつて、この管区は地方長官によって、数ある地方長官補佐管区の中でも重要な管区とみなされていたと考えられる。

第二節 アンジェの地方長官補佐たち

アンジェ管区ではどのような者たちが地方長官補佐に任命されていたかを見ていく。地方長官補佐は当初、王権に公認されたものではなく地方長官の私的な委託者でしかなかつたこともあり、全国的レヴェルで地方長官補佐がいつから存在していたかは、不明である。ただ、タイユ割当ての最終的権限をフランス財務官とエリュから取り上げ地方長官に委ねた一六四二年八月二十二日の国務会議裁決が、同時に地方長官に地方長官補佐を持つことを認めて地方長官補佐を公認したことが、地方長官補佐制の形成の画期とされる。⁽²⁴⁾

(A) 残されている史料の上で、最初にアンジェの地方長官補佐についての言及がなされるのは、ルイ十四世の親政開始後のことである。一六六四年にトゥール地方長官区に派遣されたコルベール（大コルベルの弟にある）は、アンジェ市の負債の検査と清算のために「アンジェのセネシヤル裁判所總代理官ボワレーヴ氏を任命し、権限を再委任した」。コルベールによれば、ボワレーヴ (Louis Boylesve) は「いの都市でもっとも重要でかつ最も信頼の置ける人物」であり、かれが管区内巡行のさいアンジェに立ち寄ったときには、ボワレーヴの屋敷に宿泊もしている。⁽²⁵⁾ ボワレーヴが、「信頼の置ける人物」と表現されたのは、これに先立つフロンンドの乱にさいしてかれが示した姿勢によるところが大きいと思われる。この地方では、地方総督ロアン公がコンデ親王に同調して国王政府に叛旗を翻すが、ボワレーヴは国王政府に忠実な姿勢を崩さず、そのためロアン公によつて逮捕されアンジェの城に投獄されていたのである。⁽²⁶⁾

(B) 次いで、その存在が知られている地方長官補佐は、地方長官ヴォアザンによつて任命されたセレザン (Sébastien Sérézin) である。一六六九年十月二十四日付けアンジエ市評議会議事録によれば、地方長官は、今後は市の会計報告が「かれがその目的のために権限を再委任した」セレザンに對してなされるべしと決定した。⁽²⁷⁾ リのセレザンは、祖父の代からの公証人の家に生まれ、まずパリ高等法院の弁護士となり、一六四四年にアンジエのエレクションの長官職を購入し、やがて一六六五年五月から六七年四月までの二一年間アンジエ市長をも務めていた人物である。⁽²⁸⁾

一六六〇年代のこの二人の地方長官補佐には、この後の地方長官補佐たちと比べると、その権限が特定の問題に限定されたものであること、そしてそれがともに財務行政に関わるものであったという特徴がある。また、セレザンの任命に関して興味深いのは、アンジエ市が自ら地方長官補佐の設置を地方長官に要請していく、その要望を地方長官が聞き入れるという形を取つてゐる点である。市長は、会計を報告し、その検査を受けるために都市役人が地方長官のいるトゥールまで出かけていく手間と費用を省くために、「アンジエに地方長官補佐を設けてくれること」を請願していたのである。⁽²⁹⁾

(C) 次に地方長官補佐が史料の上で現れるのは、飛んで一六九五年のことになる。

このころの地方長官補佐は、ジャレ (René-Joseph Jallet,sieur de la Verouillière) で、後の一七一一年には市参事会員、一五年には市長になる人物である。また、時期は不明だが、騎馬警邏隊の長官代理も務めている。⁽³⁰⁾

(D) 次いで、一六九七年からはバシヨ (Alexandre Bachelot) が地方長官補佐を務めている。バシヨ

ロは一七〇四年七月まで」の職にあり、おそらく「」で初めて、特定の用件に限つてではなく恒常的な形での地方長官補佐がこの地方で現れたとみられる。バシュロは父がアンジエの塩倉裁判所の評定官を務めていたブルジョワで、一六九一年には市参事会員に選ばれ、翌九二年に都市役人職が売官職となると、補佐官 *assesseur* 職を購入していた。そして、地方長官補佐であった期間中もずっと市政府のメンバーでもあつた。⁽³¹⁾

地方長官は在地的権力である官職保有官僚による弊害を抑え、かれらを監督する目的で中央から派遣されたものである。それゆえ、王権は当初、地方長官が任地でその地域の有力者から補佐を採用する」とによつて生じる不都合に神経を尖らし、その使用を出来る限り短期的かつ限られた権限に制限しようとしていた。しかし、こうした意図とは逆に、地方長官補佐の使用は増えていった。というのも、中央政府はしだいに地方長官の権限を大きくせざるを得ず、それはとりもなおさず地方長官補佐への依存を意味しているからである。一六九〇年代には地方長官補佐は、地域によって程度の差はあるにしろ、完全に制度として定着したものと見られる。スペイン継承戦争による財政難のために、王権は一七〇四年四月の王令によつて地方長官補佐の職を売官職としたが、これは地方長官補佐の制度としての定着を示すものとも言えるのである。

(E) アンジェ管区では、アミス＝ペニ＝ポンソー (*François Amys du Ponceau*) が売官職とされた」の職を買った。上座裁判所の弁護士トワソニエの日記に「地方長官殿の補佐の役目 commissions が売官職として創設され、わが市ではアミス＝ペニ＝ポンソー殿が交渉した」との記述がある。⁽³²⁾

しかし、地方長官補佐に就任したアミス＝デュ＝ポンソーは、上座裁判所の官職保有官僚たちの強い反発を受けることになった。アミス＝デュ＝ポンソー側も当初からある程度の反発を予測していたふしがある。一七〇四年四月の王令と一七〇四年七月二十二日の国務会議裁決の規定により、本来ならば地方長官補佐は上座裁判所の筆頭評定官 *Coyen* の次の席次権を与えていているのであるが、アミス＝デュ＝ポンソーは自らが、一七〇四年四月の王令と七月の国務会議裁決が規定している基準の最低年齢ぎりぎりと若いことを理由にして、名誉評定官と六名の古参評定官に上席を譲ることを申し出ているのである。こうした譲歩にもかかわらず、上座裁判所の官職保有者たちの態度は頑なだった。かれが裁判官席に着こうと法衣法帽を身に着けて、裁判の間の戸口にやつてくると、上座裁判所の裁判官たちは、アミス＝デュ＝ポンソーを戸口に待たせたまま評定の間に入り、そこで長時間議論した後、筆頭評定官を含めた七名だけが裁判の間に入った。官職保有者たちのこうした態度の前にアミス＝デュ＝ポンソーは「退出を余儀なくされた」。

この事件を知った地方長官は、アミス＝デュ＝ポンソーに国務会議宛の訴状を出させ、それを国務会議に届けた。国務会議は、一七〇五年九月一日の裁決により、アミス＝デュ＝ポンソーに法廷においても評定の間においても筆頭評定官の次の席次権を認め、官職保有者たちに対しては、アミス＝デュ＝ポンソーの妨害を行うことを禁じ、これに従わなければ不服従の罪に問うとし、さらに上座裁判所長官に対し、国務会議に出頭しこの件について報告するよう命じた。しかし、その後も官職保有者たちによるアミス＝デュ＝ポンソーに対するいやがらせは続き、こうした状況に嫌気がさしたアミス＝デュ＝ポンソーは、一七一二年七月十一日付の証書でデリュオーなる人物に地方長官補佐職を譲渡した。しかし、アミス＝デュ＝ポンソーの仕

事ぶりを評価していた地方長官デュルゴーは、かれがこの官職を手放すことを望まず、この辞任は一七一

三年七月二十五日の国務会議裁決によつて無効とされた。⁽³³⁾

それ以前の地方長官補佐については、残された史料の上では、官職保有官僚との軋轢はないよう見えるのに、なぜアミス＝デュ＝ポンソーの場合にはこうした事態が生じたのだろうか。第一に、リコマールが明らかにしているように地方長官補佐職の売官化に際しては全国的規模で官職保有官僚からの反発があつた点に留意する必要があろう。リコマールはその理由として、二点を挙げている。ひとつは、新たに売官職とされたこの官職に与えられた諸特権がもとで、官職保有官僚の嫉みを買つたり席次争いが生じたということ。しかし、さらに重要な要因として、そうしたローカルな次元とは別に、かれらの上級審にあたる高等法院や租税法院が地方長官補佐職の売官化に反対して、現地における反対運動を裏から扇動したことがあるとする。⁽³⁴⁾

第二に、アンジェに固有の理由があると考えられる。アミス＝デュ＝ポンソーはアンジェの人間ではあるものの⁽³⁵⁾、それまでの地方長官補佐と異なり、官職保有官僚や都市役人の経歴を持つていなかつた。したがつて、地方政治の既存の権力構造に組み込まれていなかつた人物が地方長官補佐になつたことが、反発を招く要素であつた可能性がある。

(F) こうした反発と関わりがあつたかどうかは不明だが、一七一四年二月には、上座裁判所評定官でありかつ市政府の終身評議員でもあつたグレジル (François Grézil) がの職を購入した。一七一五年八月に売官職は廃止され所有者に払い戻しがなされるが、グレジルはこの制度の変更後も一七二七年十二月に

死亡するまでの職に留まる。⁽³⁶⁾

(G) 次に就任したオーデュアン (Audouin, sieur de la Blanchardière) は一七一八年三月に地方長官補佐に任命された時点で治安総代官 *lieutenant général de police* シテ・ル・ヴォー裁判所長官でもあり、死去する二九年八月までの三つの重要なポストを兼任した⁽³⁷⁾。その点で、かれの地方長官補佐としての活動がどのようなであつたが興味を惹かれるが、残念ながらほとんど史料が残っていない。地方長官との間で交わされた書簡からその活動の実態が分かるのは、この後の一人の地方長官補佐についてのみである。

(H) オーデュアンの死後、地方長官補佐に就任したのは、ショルマン＝フランソワ・プーラン (Germain-François Poulain, sieur de la Guerche) である。かれは、一七一九年から死去する六九年九月まで、四十年間にわたって地方長官補佐を務めた。同時に、一七一四年四月から五六年まで上座裁判所の評定官 (五八年、名誉評定官)、一七一三年から三八年まで一期にわたってアンジエ市長を務め (その後、市の終身評議員)、官職保有官僚の世界とも太いパイプをもつた (なお、かれは地方長官宛ての手紙では領地の名である『La Guerche』と署名するのを常としていたので、本稿では以下、ゲルシユと記述する)⁽³⁸⁾。

(I) ゲルシユの死後、その次男シャルル＝ジヤン (Charles-Jean Poulain, sieur de la Marsaulaye) が地方長官補佐の職務を引き継いだ (かれも、地方長官宛ての手紙では領地の名から『De la Marsaulaye』と署名していたので、本稿では以下、マルソーレと記述する)。ただし、マルソーレは、父の生前から地方長官補佐の職務を実質的に協同で行つていた。ゲルシユの生前は地方長官からの手紙はすべてゲルシユ宛てに

なつてゐるが、地方長官への手紙にはゲルシユが署名をしてゐる場合と、マルソーレが署名をしている場合の両方がある。一七五八年七月からマルソーレの署名が見られるので、遅くともこの時期から仕事を手伝つていたことが分かる。⁽³⁹⁾ マルソーレの在職期間も長く、一七九〇年、地方長官補佐の制度が廃止されるまでこの職を務めた。

こうしたアンジェの地方長官補佐たちから、何が読み取れるだろうか。第一は、かれらのすべてが在地の名望家であり、多くが官職保有官僚あるいは市政府の役人という経歴をもつていたことである。しかも、そのさい一時期だけ都市参事会員になつたという程度ではなく、長期にわたつて中心的な位置にある者が多い。さらに、官職保有官僚あるいは市政府役人の両方を兼ねている者も少なくない。これは、アンジェ管区が先程述べた重要性をもつていたために、たんにその土地の事情に通じているだけでなく、その人間を通じて、地方長官が上座裁判所やアンジェ都市政府のような手強い団体に影響力を増やせるような、こうした者が任命されたと考えられよう。

第一。しかしながら、官職保有官僚でも市政府の構成員でもない例外が一人いることにも留意しておく必要がある。ひとりは、売官化された時にこれを購入したアミス＝デュ＝ポンソー、もうひとりは最後の地方長官補佐マルソーレである。アミス＝デュ＝ポンソーの場合、売官職ということで、他の地方長官補佐が任命される場合と異なつた要素が、かれが地方長官補佐になるにあたつて入り込んできた結果とも考えられる。ただし、アミス＝デュ＝ポンソーは官職保有官僚からの反発を受けるという形でその代償を支払わねばならなかつたが。

他方、マルソーレの場合はどうだろうか。かれの場合まず、父のゲルシユは官職保有官僚の世界と市政府、いずれにおいても有力なメンバーであったことに注意する必要がある。では、なぜ息子はそのどちらの世界にも入らなかつたのか。その理由としては、二つのことが挙げられよう。まず、国王裁判所や市政の威信が低下している一方で、ブーラン家が社会的に上昇していることがある。国王裁判所の威信の低下を示すものとして、その官職価格の低落がある。上座裁判所の評定官の職の価格は、十八世紀に入つて大きく下がつてゐる。一七四〇年にゲルシユが報告しているところによれば、「今は、六千から七千リーヴルだが、二十から二十五年前には一万八千から二万リーヴル、さらに四十から四十五年前には二万五千から三万リーヴルして⁽⁴⁰⁾いた」。また、市政府の権威も、それを誇張しないように気をつけなければならぬとしても、王権による後見行政によつて低下してゐる。他方、ブーラン家はマルソーレの祖父の代にはブルジョワであつたが、一七八九年にアンジュー地方の貴族集会が開かれたときにはマルソーレも含めてブーラン一門から五家が出席する有力家系になつていた。⁽⁴¹⁾

このため、マルソーレは国王官職を購入したり、都市役人になることに魅力を感じていなかつたと考えられる。これに対して、地方長官補佐の仕事（地方長官補佐にも重要な地域を管轄している者とそうでない者がいてその重要性にはかなり格差があるので、少なくともアンジエの地方長官補佐の仕事は、と言つた方が正確かもしけないが）は、それを行うに値すると、マルソーレが考えていたことが分かる。第二の理由として、地方長官補佐の仕事の忙しさ（地方長官補佐が王権の官僚行政の中につっかりと組み込まれて行く十八世紀半ば以降、顕著になつてくるが、この点は後の章で見る）が兼職を見送らせた可能性もある。

る。

では、マルソーレは、地方長官補佐の仕事を「行うこと」の「ど」に意味を見出していたのだろうか。王権が地方長官補佐を採用する理由についてはすでに見たが、ここで、地方長官補佐になる者の側の動機も考えておきたい。まず、報酬はどうだろうか。地方長官補佐には、先に引用した地方長官宛てのジヤンティの手紙でも述べられていたように、原則として報酬はない。地方長官レスカロピエの命令で編纂が始まられた『トゥール総徴税区要覧』によれば、トゥール地方長官区内の「二十四人の地方長官補佐には、いつさい給与 appointments は支払われていない。しかし、宫廷はかれらに特別手当 gratifications を与えている。特別手当は地方長官殿の特別の要請によってカピタシオンの「上乗せ分」から拠出される。これは毎年与えられるものではまったくない。ただし、かれらは、租税の減免と二十分の一税の減額を得る。また、国王民兵の徵集が行われるときは、くじに当たる者ひとりにつき五リーヴルを慣例として得る。」この五リーヴルは、委任官、書記、騎馬警邏隊の移動の費用に充てられる。⁽⁴²⁾ とされる。

ここでは、特権についても述べられているが、こうした特権がどのような意味を持つかは、社会層によつて異なる。弁護士（アンジェでは見られないが、他の管区では地方長官補佐になつている事例が少なくない）などにとつてはその特権は重要であつたろうが、マルソーレがそうである貴族や他の地方長官補佐たちがそうであつた官職保有者のようにすでに特権を享受している層にとつては、地方長官補佐に与えられる特権は利益をほとんどたらさない。すると、こうした層にとって、地方長官補佐になることのともとも大きな利点は、地方長官と結びつきをもつことによつて、すなわち王権と結びつくことによつて、地

域社会における地位が高められること、と考えられる。

地方長官補佐たちのプロフィルから読み取れる第三の特徴は、ゲルシュとマルソーレの父子がともに長期に在職している点である。ゲルシュは六人の地方長官の下でその補佐をつとめた。また、マルソーレも、レスカロピエが十年、ドュリクリュゼルが十七年というように地方長官の任期自体が長くなっている中で、父と協同で仕事をしている時期も含めれば三人の地方長官の下で働いている。このように在職が長期に及んでいるのは、実は、地方長官補佐だけではない。すでに、地方長官部局の構成員について述べたし、後述するように地方長官補佐事務所の書記にも当てはまるのである。これは地方長官が、地方長官府や地方長官補佐事務所の仕事における継続性を重視していることを意味している、と考えられる。父から息子へと継承されたこと、父と息子の協同を認めていることも、そのことを示していよう。そのことは、また、地方長官補佐の職務の遂行に必要な法律の知識を有し、その地方の事情によく通じ、王権にある程度以上の忠誠心をもっているという条件を備えた人間がそう多くは見つかないととも関わっていた。

第三節 地方長官補佐事務所

地方長官補佐事務所には、一名の書記 greffier が存在するのが通例である。地方長官補佐が売官化された時期には一七〇七年一月の王令によって、各地方長官補佐事務所に書記を設けることが定められており、⁽⁴³⁾ この規定は王権の財政的必要によるものであると同時に地方長官補佐事務所の実際のあり方を反映してい

ると考えられる。

地方長官補佐が地方長官に宛てた書簡には、地方長官補佐自身が書いたものと書記ないし事務員が代筆したものがある。書記ないし事務員が代筆している場合は、署名のみ地方長官補佐が書くので、ほとんどの場合、それを書いている書記ないし事務員の名前は分からぬ。しかし、アンジエ管区の場合、以下の①～③の場合に、書記の名前が記述されていることによつて、書記のおよその在職期間を明らかにすることができる。①史料として残されている数はごく少ないが、地方長官府の部局の秘書官あての書簡を、地方長官補佐の書記が自分の名前で書いている。②地方長官補佐事務所がつくつた調書において、筆記者として書記の名前が書かれていることがある。③アンジエのアルマナに一七七三年から地方長官補佐および書記の名前と住所が掲載されている。⁽⁴⁴⁾

この①～③を突き合わせると、まずオルトワ地 Hortode が少なくとも一七二八年四月十日から一七四二年九月七日の期間、ル・バージュ Le Page が少なくとも一七四八年五月十五日から一七八一年十月の期間、ボカージュ Touzé de Bocage が少なくとも一七八一年十月三十一日から一七八九年一月十二日の期間、在職していることが分かる。

書記の数は一名と見てよいだろう。右に挙げた三名の在職期間は重なることはないし、アルマナにも書記として一人しか掲載されていない。書記個人についての情報はほとんどないが、ル・バージュについては、途中から騎馬警邏隊の書記職も兼任していたことが分かる。騎馬警邏隊の書記職をつとめていたかれの伯父が死去したさい、かれはこの職を引き継ぎたいと思い、これをマルソーレが後押ししている。

マルソーレは地方長官にこう書いて、口添えを請つた。「私の書記であるル・バージュ氏が（トゥール地方長官管轄区の）騎馬警邏隊長官 *prévôt de la maréchaussée* のボダール殿と連名で国務会議に、かれの伯父のル・バージュ氏が死去した」とによつて空席となつてゐる騎馬警邏隊の書記の職を求めました。父と私も、これに賛成しました。どうのも、騎馬警邏隊の書記に仕事があるのは時々だけですので、これが地方長官補佐事務所での仕事にいさむかも支障を生じさせることはないと考えたからです。それにまた、騎馬警邏隊の書記職の俸給 *gages* が、それはわずかなものではありますが、ル・バージュ氏の生活の足しになると考へたからでもあります。地方長官補佐事務所の書記の手当 *émoluments* は本当にわずかなものでしかありませんので。これは、ル・バージュ氏がわれわれの事務所に留まつていてくれるようになると父と私が考えたひとつの手段なのです。どうぞ、ル・バージュ氏のために有利な意見を述べてやって下さるようお願ひいたします」。⁽⁴⁵⁾

もつとも、こうした推薦や口添えは、現地における情報をもたない中央政府の側も必要としていたのであつて、マルソーレが地方長官に手紙を書く以前に、すでに陸軍卿ショワズールから地方長官宛てに次のような要請が来ていた。「貴殿の管轄区の騎馬警邏隊長官のボダール氏が、アンジェの騎馬警邏隊の書記のル・バージュ氏の死亡」を伝えてきました。また、ボダール氏はこのポストを故人の甥であり、すでに数年にわたつて伯父の下で働いていてこのポストを引き継ぐのに相応しいル・バージュ氏に与えることを求めできました。他方、私は、同じく故人の甥と称する弁護士のピエール＝ロシュ＝ド＝ヴィルからも、このポストを求める請願を受け取つています。そりや、この二人の候補者の人物についてお知らせいただき、やら

にどちらがより能力があり優先されるべきかを報告してください。もし「一人とも」の職を遂行するのに不適当であると貴殿が判断された場合には、他の候補者を「推薦下されば幸いです」⁽⁴⁶⁾。ここからは、また、ル・ページュが地方長官補佐事務所の仕事をしながら、伯父の生前から騎馬警邏隊の書記の仕事にも関わっていたことが窺える。

こうした書記のほかに、書記の仕事を補佐する者の存在が見出せる。前述の訴訟手数料事件で「書記の事務員」なる者が登場していたが、その他にも、ル・ページュが、「mon copiste」に言及しているし⁽⁴⁷⁾、また、ボカージュも「mon commis」に触れていて、同様の存在が少なくとも一名存在することを窺わせる。また、ゲルシユやマルソーレのものでも、右に挙げた書記のものでもない筆跡で書かれた地方長官宛ての手紙や調書も存在しており、これはおそらく「うした事務員のもの」と推測される。ただし、こうした者たちが一時的に雇われていたものか、書記のように事務所に必要不可欠の存在として常に雇用されていたものかは判断できない。

書記の実際の仕事の内容を明らかにする史料は「ごく少ないが⁽⁴⁸⁾、ここでは、書記の仕事はたんなる事務にとどまらず、地方長官補佐がその職務を遂行する上で大きな役割を果たしていったであろうことを指摘しておきたい。たとえば、ボカージュは、一七八五年に「アンジエの地方長官補佐管区における民兵徵募のために任命された委任官 commissaire」として教区における国王民兵徵募のための籤引きの集会を主宰している⁽⁴⁹⁾。また、書記が行なっていたタイユ台帳の作成⁽⁵⁰⁾や国王民兵徵募のための名簿作りは、各教区の実情についての確かな知識を必要とするものであった⁽⁵¹⁾。

68 (33) フランス絶対王政期の地方長官補佐について

- (→) *Tableau de la généralité de Tours depuis 1762 jusqu'au 1766*, rédigé sans doute par l'ingénieur de Voglie. Pub. par François-Constant Uzureau, Angers, Sirandeau, 1901, p. 34.
- (≈) Jean-André Tournerie, La fin de l'intendance de Tours, *Annales de Bretagne et des pays de l'Ouest*, t. 85, 1978, no 3, p. 413. ジャン=アンドレ・トゥーナーの題「ツルイ地区の財務監察官の解説」。アントワネット・ブローヌーの解説は、Blondel に擬似した報告書である。アントワネット・ブローヌーが財務監察官 intendant des finances のローラン・ブロンデルに擬似した報告書である。アントワネット・ブローヌーは、マニエールの行政機構で働くことの多い者に対する年金の請求を国民議会に提出する仕事を担当していた。
- (○) Tournerie, op.cit., p. 410.
- (4) Ibid., p. 433.
- (5) Ibid., p. 410, p. 433.
- (6) Ibid., p. 433, note, 148.
- (7) 安政英譲『フランス絶対王政のマニエール』日本ドキュターズクール出版部、一九九八年。
- (8) マニエール管区の地方長官たちの経歴「マニエール」Francois Lebrun, Les intendants de Tours et d'Orléans aux 17e et 18e siècles, *Annales de Bretagne*, no 2, 1971, pp. 287-305.
- (9) Mémoire de Mézeray remis à l'intendant, sans date [ADIL, C148].
- (10) L'intendant Du Cluzel à Genty, en date du 9 mars 1783 [ADIL, C148].
- (11) Genty à L'intendant Du Cluzel, en date du 12 mars 1783 [ADIL, C148].
- (12) Mémoire de l'intendant Du Cluzel, en date du 28 mars 1783 [ADIL, C148]. ジャン=アントワネット・ブローヌーの解説 (Dumas, op.cit., pp. 316-18)。
- (13) Tournerie, op.cit., pp. 408-110, p. 429, note 94.
- (14) Ricommard, L'érection en titre d'office des subdélégués des intendants (1704), pp. 97-98. ジャン=アントワネット・ブローヌーの解説 (Dumas, op.cit., pp. 316-18)。

- 四年王令は、管轄区について次のようには述べてゐる。「ソルトシャン地方におこなは名エレクシオンの首領は、[[I]]部地方においては各司教区なごくベイイ裁判所管轄区レ、^レもまた他の都市でも今日にいたるまで地方長官補佐が設けられていた主な都市、あることはそれが設けられたとが必要とみられる都市レ、地方長官補佐は設けられ」(Brossault, *op.cit.*, p. 61)。
- (15) *Registre de Bureau des finances de la généralité de Tours Edits et lettres patentes de Louis XIV*, p. 166, [ADIL, C431 D].
- (16) Dumas, *op.cit.*, pp. 3-4.
- (17) Toumerie, *op.cit.*, p. 410. 地方長官總補佐レ、^レトマセ修道院。Michel Antoine, Les subdélégués généraux des intendances, *Revue historique de droit français et étranger*, 1975, pp. 395-435 ; repris dans, *Le dur métier de roi*, PUF, 1986.
- (18) ジュニエ事件は、地方長官補佐に任命されたクラウスハ根税廻の刑事が地方長官に宛てた書簡か、いかか(Le^レtter du 16 octobre 1767 [ADIL, C166 D])。
- (19) Lettre de Guerche à l'intendant, en date du 23 juillet 1740 [ADIL, C 338] (地方長官補佐 Guerche レ、^レサ^レテ添付)。
- (20) Maillard, *Le pouvoir municipal*, t. 1, p. 51.
- (21) François Lebrun (sous la direction de), *Histoire d'Angers*, Privat, 1975, p. 109.
- (22) 一七四〇年レ、各地方長官補佐が新任の地方長官サキトマニ^レ逃げだ羅錦 [ADIL, C 337 D]^レ、^レモ^レシ^レ十一年後の調査では、五万二十八〇八レ^レ数字がある (Tableau de la généralité de Tours, *op.cit.*, p. 10)^レ
- (23) Emmanuel, *Un mythe de l'absolutisme bourbonien*, p. 51. サキトマニ^レトキハハシヘ^レシヤ^レ、アロハーベ五万六千〇〇八レ^レ数字を挙げてゐる (Brossault, *op.cit.*, p. 71)。
- (24) 地方長官補佐制度の形成について要約的には、吉田弘夫「トランダン制における地方長官補佐官職の売買」(1980)

二二一四頁。

- biographique de Maine-et-Loire*, 2e éd revue et mise à jour, Angers, 1965-1996, 4 vol., article « Amys du Ponceau ». 地方職官種姓はじめに記され、その家系は属する地主階級である。
- (36) ADMI, 5E1, 291, notaire Drouault, cité par Maillard. *Le pouvoir municipal*, t. 1, p. 56, note 81. ふつう、税金収納の廃止令締結による権限 Ricommard, La suppression et la liquidation des offices des subdélégués des intendants, pp. 36-95°.
- (37) AM, BB 109, fo 29, cité par Maillard, t. 1, *Le pouvoir municipal*, p. 56, note 83 ; Gontard de Launay, *op.cit.*, t. 1, p. 39.
- (38) ハークハ家よりアラモツ Gontard de Launay, *op.cit.*, t. 1, pp. 139-76°.
- (39) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du juillet 1740 [ADIL, C42]. 協同で仕事を行っていた期間において父兄の間での被割分相の実態を示す史料はなさが、したがって、マルノーレが実務を担へるようにならなかったと想われる。マルノーレが地方長官府の秘書官に宛てた次のややかな手紙がある。「私が不在の間に父が公証人の問題に関する書類をやむに送り返してしまひだい」と、「たゞく驚かれたい」と存じゆ。やむむかし私は書類が送られてくる理由を父に説明しなくといが出来ませぬやした。父は、「公証人の問題は1年前に終了」として書類が送られたが「詫ねだ」、「思ひたがり」 (Lettre de Marsaulaye à Bruleys, secrétaire de l'intendance, en date du 3 février 1759 [ADIL, C386])°
- (40) Lettre de Guerch à l'intendant, en date du 23 juillet 1740 [ADIL, C338], cité par Maillard, *Le pouvoir municipal*, t. 1, pp. 258-59.
- (41) Gontard de Launay, *op.cit.*, t. 1, x-xii.
- (42) *Tableau de la généralité de Tours*, *op.cit.*, p. 34. 「上乗せ」 ふた、カボタハホハを徵取する所なり、徵取額が領地の額をト回るもよべし、某處の領地の額は上乗せにて課税せられたる。
- (43) Ricommard, Les subdélégués des intendants en titre d'office et leurs greffes dans le département de

Metz (1704-14), pp. 546-47.

- (44) *Almanach angevin* (titre exact variable selon les années), Angers, un volume par an de 1737-1790, in-12. 12 | ややこしい冊子の地方長官補佐による書記の名前と仕事が掲載される。
- (45) Lettre de Marsaulay à l'intendant, en date du 9 janvier 1764 [ADIL, C77].
- (46) Lettre de Choiseul à l'intendant, en date du 31 octobre 1763 [ADIL, C77].
- (47) Lettre de Le Page au secrétaire de l'intendance, en date du 13 juillet 1754 [ADIL, C395].
- (48) Lettre de Bocage au secrétaire de l'intendance, en date du 16 mai 1785 [ADML, C5].
- (49) 賦課の帳簿を抱き胸に抱いて歸った様子と見えた Brossault, *op.cit.*, pp. 221-23 とか。²⁰
- (50) Lettre de Bocage au secrétaire de l'intendance, en date du 16 mai 1785 [ADML, C5].
- (51) 地方長官補佐事務所の書記は「伴成わぬ、確使ぬれた」トハハシシムタカキハのタマト印帳が残された
こと (ADML, C127)²¹
- (52) 「カーブーが国王民兵徵募の仕事をかなつ坦ひてこだした点についてこじま」 一七八五年に自分の名前でジヤンボイヤに宛てた手紙から評る。教区の配布用の国王賦役にひいての命令の難形を受け取ったと書いた後、ソレを傍そらす。²² 「今年の国王民兵徵募に關する用紙の一組を取つておいた。各教区からの徵集する所の数の配分名簿を十分に注意していなかったら、その数を足せたるものは必要だすぐれての作業にも気を留つまつ」 (Lettre de Bocage à Genty, premier secrétaire de l'intendance, en date du 12 février 1785 [ADIL, C164])²³